

注目度  
抜群！

# 横浜の消防署に広告を 出してみませんか？！

安全管理局では、消防署所の庁舎壁面等を活用した広告掲出を募集しています。  
市民の安全と安心を守る消防のイメージとマッチする広告主様の応募をお待ちしております。

## 1 掲出対象施設

(1) 消防署

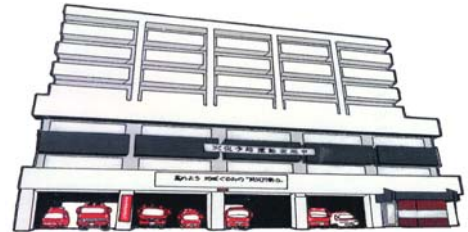
西・中・磯子・青葉・戸塚・栄

(2) 消防出張所

所在地にあつては[横浜市安全管理局ホームページ](#)をごらんください。なお、所在地の「街づくり協議指針」等により掲出できない地域もございますので、ご相談下さい。

(3) その他

市民防災センター・横浜ヘリポート・消防訓練センター



## 2 掲出期間

原則として1年以上の掲出期間とさせていただきますが、ご相談に応じます。

## 3 掲出条件

(1) 横浜市屋外広告物条例及び広告掲載要綱並びに広告掲載基準の適応となります。

(2) 消防庁舎の壁面等への掲出であるため、業種及び表現等について、安全管理局の審査があります。また、「[横浜市安全管理局所管施設への広告掲出ガイドライン](#)」に基づく掲出となります。

## 4 応募方法

まずはお電話にてご相談を承り、その後、[広告企画書](#)によりお申し込みいただきます。

## 5 お申し込み、お問い合わせ

横浜市安全管理局総務部施設課 TEL : 045-334-6572 FAX : 045-334-6510

E-Mail : [an-shisetsu@city.yokohama.jp](mailto:an-shisetsu@city.yokohama.jp)